

家に
居場所がない

家族に
自分の気持ちも
話せない

心や身体が
つらい

困ったときは、

お近くの

に

連絡してください。

こんな支援を受けることができます

対象は、

- 施設や里親家庭で暮らしていた方
- 児童相談所と関わりがあった方
- 家庭のことを誰にも相談できない方などです。



若者同士で話や
情報交換できる
交流の場所があります。

住まい、家庭、対人関係、
就労などについて支援員が
相談に乗ります。

さまざまな機関と連携して、
あなたにとって必要な
支援を提案します。

※社会的養護自立支援拠点事業は児童福祉法に定められた事業です。

問い合わせ先